

大野市阪谷小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念と責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めことにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するために、児童が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 「いじめ」の定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 「いじめ」防止のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童同士が互いのよしところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のために取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童が互いに信頼し、安心しあえる学級づくりに努めている。
- ・道徳教育や人権教育を中心に、生命尊重の心を育むように心がけている。
- ・児童一人一人に、集団の中での役割をもたせ、協力できるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。

【児童】

- ・楽しい学校生活を送っている。
- ・周りの人の気持ちを考えて行動している。
- ・自分の仕事に責任を持ち、友達と協力して活動している。
- ・自分のことを大切にしている。

【保護者】

- ・学校は、子どもが楽しんで学校に登校できるように取り組んでいる。
- ・学校は、子どもが周りの人の気持ちを考えて行動できるよう指導に努めている。
- ・学校は、子どもが自分の仕事に責任を持ち、友達と協力して活動できるように努めている。
- ・学校は、子どもの自己肯定感を高める取り組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会の設置」

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異学年交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を公開し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への対応

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者の連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外からの帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（4）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑問を持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかと疑問を持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡を通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

（5）いじめの事案対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関との連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

（6）いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められていること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしがたって、次の対処を行います。

- ・重大事態を発生した旨を、市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は事実関係を明確にするために調査に協力します。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方策等を協議するため、毎月の職員会議に併せて児童の情報交換を行う中に「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、◎教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針についての周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：5年間）
- ・教育委員会や関係機関との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

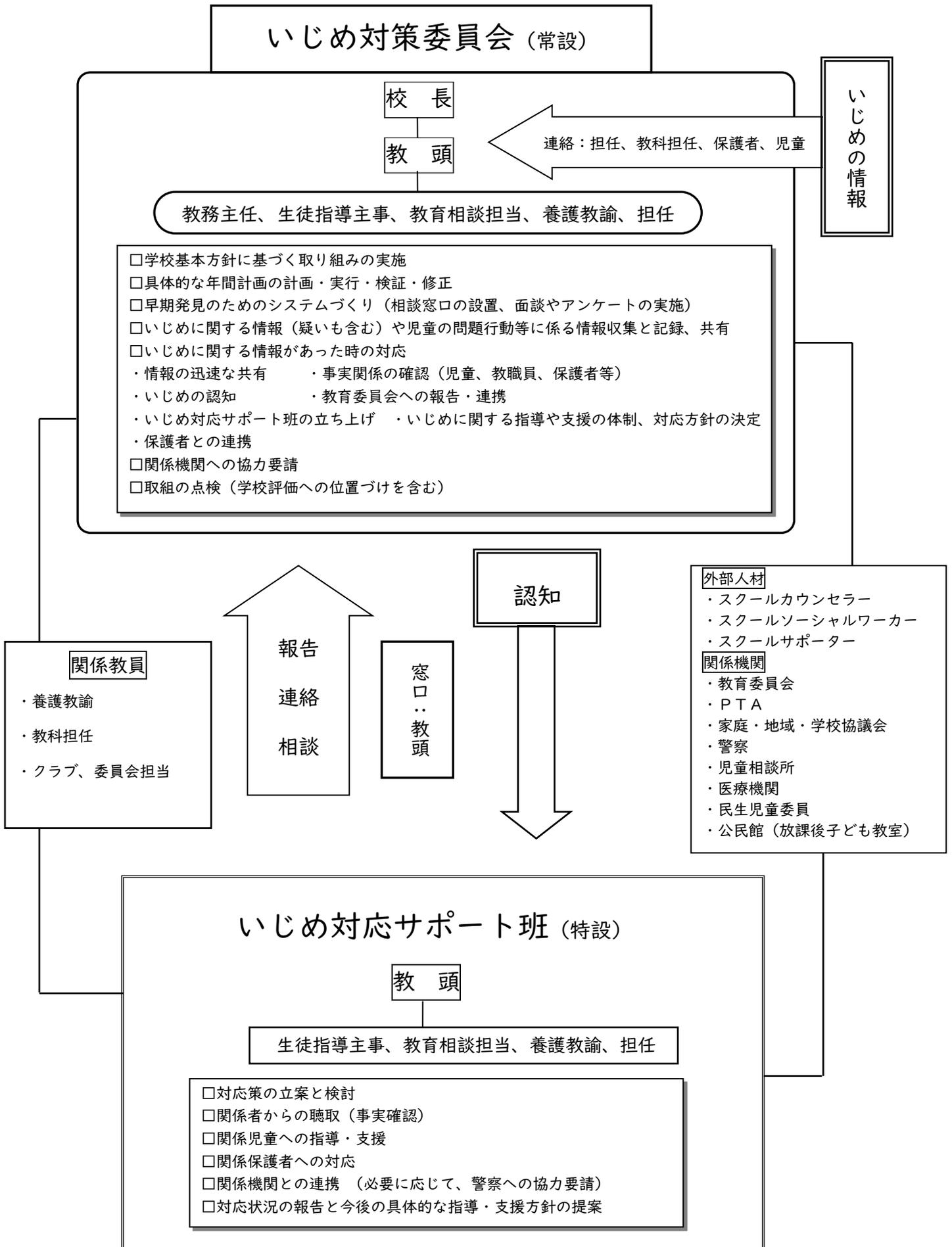
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたときには、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組を行います。

(構成員) ◎教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、担任

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携



【いじめ対策の年間行動計画】

[4～6月]

大野市阪谷小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ・児童理解 ・情報交換 ↓ 職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表</p> <p>全国学力・学習状況調査分析</p>	<p>学級活動 ・学習、生活のルール ・学級の絆づくり</p> <p>ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>1年生を迎える会 ・新入生への理解</p> <p>おしらせカード (いじめや事象の早期発見)</p>					
5月	<p>SC訪問・相談</p> <p>公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童についての情報交換</p> <p>第1回学校運営協議会</p> <p>いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換</p>	<p>ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>田植え ・仲間との協力</p> <p>人権の花苗植え ・思いやりの心の育成</p> <p>スポーツ大会 ・ふれあい班での活動 ・幼保園との交流 ・仲間や家族との絆づくり</p> <p>おしらせカード (いじめや事象の早期発見)</p>					
6月	<p>SC訪問・相談</p> <p>いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換</p>	<p>ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>心のアンケート (いじめの自己チェック)</p> <p>いじめに関する保護者アンケート</p> <p>いじめに関する教職員アンケート</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>SC訪問・相談</p> <p>公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童についての情報交換</p> <p>いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換</p> <p>保護者会 ・情報交換と意見収集</p>	<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">学校生活アンケート (児童)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p>					
8月	<p>いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">奥越へき地複式交歓会</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">親子奉仕作業 ・体験活動と親子の絆づくり</p>					
9月	<p>SC訪問・相談</p> <p>公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童についての情報交換</p> <p>いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right;">連合体育大会</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">稲刈り ・収穫への感謝と仲間との協力</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">おしらせカード (いじめや事象の早期発見)</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>授業研究会</p> <p>SC訪問・相談</p> <p>いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換</p>	<p>マラソン大会 ・仲間へのはげまし</p> <p>ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>教育相談週間</p> <p>おしらせカード (いじめや事象の早期発見)</p> <p>連合音楽会</p>					
11月	<p>SC訪問・相談</p> <p>公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童 についての情報交換</p> <p>いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換</p> <p>第2回学校運営協議会</p>	<p>ねんりん秋市 ・収穫への感謝と仲間との協力</p> <p>修学旅行 (5・6年)</p> <p>ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>心のアンケート (いじめの自己チェック)</p> <p>いじめに関する保護者アンケート</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・児童理解 ・情報交換</p> <p>SC訪問・相談</p> <p>保護者会 ・情報交換・意見収集</p>	<p>学校生活アンケート (児童)</p> <p>人権週間の取り組み ・人権に関する本の読み聞かせ ・人権の題材を扱った道徳、学活</p> <p>ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>SC訪問・相談</p> <p>公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童についての情報交換</p> <p>いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換</p> <p>学校評価 ・評価の分析 ・次年度に向けて</p>	<p>ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>おしらせカード (いじめや事象の早期発見)</p>					
2月	<p>SC訪問・相談</p> <p>いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換</p> <p>第3回学校運営協議会</p>	<p>なわとび大会 ・仲間との協力</p> <p>ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>6年生を送る会 ・6年生への感謝 ・次の学年への自覚</p> <p>心のアンケート (いじめの自己チェック)</p> <p>いじめに関する保護者アンケート</p> <p>中学校入学説明会</p>					
3月	<p>いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度の方策 ↓ 職員会議</p> <p>SC訪問・相談</p>	<p>学校生活アンケート (児童)</p> <p>ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>卒業式 ・卒業生への感謝 ・責任感と自立</p>					

